

事業計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

基本方針

当協会は、不動産に関する国民の権利の明確化や取引の円滑化に寄与するため、公共の利益となる事業に係る不動産の表示登記手続きの円滑な実施を目的として事業活動に取り組んでまいります。

不動産登記法第14条地図作成作業及び嘱託登記業務などの受託業務について、成果の品質確保や業務担当者の資質専門性能力の向上に努めます。

受託業務の円滑な遂行を為すためには、DX（デジタルトランスフォーメーション）化への取り組みは喫緊の課題と考えています。データとデジタル技術を活用して、官公署や社会のニーズを基に、サービスを変革するとともに組織、プロセスなどを変革し、競争上の優位性を確立することが必要な時期になっていると感じており、その研究に取り組めます。

組織力強化を図るうえで、新入社員の入会促進に努めます。

官公署等の受託業務において、社員間の情報共有を図りながら発注者の信頼に応えるように公嘱協会の更なる地位向上を目指します。

1. 事業関係

(1) 受託事件関係

- ア 業務の適正かつ迅速な処理
- イ 業務処理に対する社員の選定に関する対応

(2) 業務の啓発活動

- ア 発注官公署に対する広報活動と対応
- イ 受注拡大に向けて新規業務の研究、啓発
- ウ 旭川土地家屋調査士会と連携し、受注拡大に向けた啓発活動

(3) 業務に関する研究及び研修会の開催

- ア 社会貢献事業（自主事業）の実施
- イ 業務に関する研修会の検討、実施
- ウ DX化に向けた研究、検討

2. 会議関係

協会業務の執行を円滑適正に遂行するため、次の各種会議に参画する。

- ア 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
- イ 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
- ウ その他、協会運営に必要な会議

3. 資金調達及び設備投資の見込みについて

令和6年度は、該当なし。